

長期優良住宅認定通知書等の押印廃止について

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令 1 1 1 号）の施行に伴い、令和 7 年 4 月 1 日以降、さいたま市が交付する以下の通知書の押印を廃止します。
（長期優良住宅の普及の促進に関する法律を以下「法」という。）

【長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則】

- ・ 第 2 号様式 認定通知書
- ・ 第 4 号様式 変更認定通知書
- ・ 第 8 号様式 承認通知書
- ・ 第 1 0 号様式 許可通知書
- ・ 第 1 1 号様式 許可しない旨の通知書

【さいたま市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則】

- ・ 様式第 2 号 認定をしない旨の通知書
- ・ 様式第 5 号(その 1) 法第 14 条第 1 項第 1 号又は第 3 号認定を取り消す旨の通知書
- ・ 様式第 5 号(その 2) 法第 14 条第 1 項第 2 号認定を取り消す旨の通知書

【問合せ先】

さいたま市建設局建築部住宅政策課
マンション管理支援係

TEL：048-829-1518

FAX：048-829-1982